

# Weekly Report

第547号  
令和2年3月30日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 4月から開始される主な制度等（税制以外）

◎時間外労働の上限規制（中小企業）……時間外労働（休日労働は含まない）は原則、月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がある場合でも、一定の上限が設けられます。

◎同一労働同一賃金（中小企業は派遣を除き来年4月から適用）……同一企業内における正社員と非正規雇用労働者（パート、有期、派遣）の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

◎民法（債権法）改正……\*債権の消滅時効について、職業別の短期消滅時効を廃止し、権利を行使できることを知った時から5年間に統一、\*事業用融資における第三者の個人保証に公証人の保証意思確認手続を新設、\*法定利率を年3%に引下げ、など多岐にわたる改正が行われます。

◎民法（相続法）改正による「配偶者居住権」……被相続人の所有建物に居住する配偶者が相続開始後も居住できる権利として、\*最低6カ月間は無償で居住できる「配偶者短期居住権」、

\*遺言や遺産分割協議などで終身又は一定期間、無償で使用できる権利を取得できる「配偶者居住権」が創設されます。

◎改正健康増進法の全面施行……不特定多数が利用する施設等は原則、屋内禁煙（喫煙室でのみ喫煙可）が義務付けられます。ただし、既存の小規模飲食店は屋内喫煙が可能になる特例が設けられています。

◎健康保険の被扶養者認定の国内居住要件……被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されます。

◎高齢労働者に係る雇用保険料の納付開始……高齢労働者（保険年度の初日に満64歳以上）に対する保険料免除措置が終了し、納付が必要となります。

## 日本公庫等による新型コロナ特別貸付の対象

日本公庫等は新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対し、既存制度とは別枠で融資する「新型コロナウイルス特別貸付」を開始しています。

同制度の対象は、最近1カ月の売上高が、①前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少、②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高等と比較して5%以上減少している事業者となります。

また、新型コロナの影響を受けているにもかかわらず、事業拡大（店舗増加など）により単純に前年（前々年）同期と比較すると売上が増加している場合は、②と同様に過去3カ月の平均売上高等との比較により対象となる可能性があります。

## ★★★4月のチェックポイント★★★

※新型コロナ感染拡大により、事業の売上・資金繰り等に影響を受けた企業は、様々な政府の緊急対策の中から自社に最適な制度を活用して早めの準備と申請を行います。

※延期された所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月16日（木）です。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。

※「給与支払い報告書に係る給与所得者異動届出書」を、4月15日（水）までに提出します。